

申告相談日程表

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁される人は、マスクの着用、手指の消毒などにご協力ください

- テラス沼田（4階）防災会議室 401・402
受付時間：午前9時～午後4時
番号札：当日朝8時から申告相談会場前「市民ロビー」で配布

月	日	対象地区
2月	16日(水)	川田地区
	17日(木)	
	18日(金)	池田地区
	21日(月)	
	22日(火)	
	24日(木)	利南地区
	25日(金)	
28日(月)	薄根地区	
3月	1日(火)	東倉内町・西倉内町・柳町
	2日(水)	高橋場町
	3日(木)	材木町・桜町・上原町
	4日(金)	東原新町・西原新町
	7日(月)	上之町・馬喰町・中町・坊新田町 下之町・鍛冶町
	8日(火)	榛名町・清水町・薄根町
	9日(水) ～15日(火) ※土・日曜は除く	全地区 ※混雑が予想されます

※車でお越しの場合、下之町（立体・平面）駐車場をご利用ください。料金は申告期間に限り無料。必ず申告相談会場で駐車券の無料手続きをしてください

- 利根支所（2階）大集会室
受付時間：午前9時～午後4時

月	日	対象地区
2月	16日(水)	小松・柿平・青木・砂川（八軒家を除く）・穴原（島古井を除く）・日向南郷・日影南郷・根利
	17日(木)	輪組・多那・石戸新田・二本松砂川（八軒家）
	18日(金)	大原・穴原（島古井）・老神・園原
	21日(月)	千鳥・平川
	22日(火)	大楊・高戸谷
	24日(木)	追貝
	25日(金)	全地区 ※混雑が予想されます

- 白沢支所（2階）保健指導室・営農指導相談室
受付時間：午前9時～午後4時

月	日	対象地区
2月	28日(月)	高平1班～14班
3月	1日(火)	高平15班～23班・生枝
	2日(水)	岩室・尾合
	3日(木)	平出・下古語父
	4日(金)	上古語父1班～15班
	7日(月)	上古語父16班～39班
	8日(火)	全地区 ※混雑が予想されます

<申告相談前に確認を>

- テラス沼田（市役所）での申告相談は、源泉徴収票や控除証明書の提示、本人確認書類の原本の提示や写しの提出が必要となります
- 申告書は本人が記入して提出してください
- 代理人は「委任状」が必要です
- 事前に収入金額や経費などを計算してください
- 医療費控除は、医療を受けた人、病院ごとに分けて集計してください
- 申告期間中（2月16日（水）～3月15日（火））は、課税課窓口は申告書の受け取り（申告書提出箱への投函）のみになります
- 次の申告は「沼田税務署」へ確定申告が必要です
 - ①譲渡所得（土地・株式など）
 - ②初年度の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）
 - ③令和2年分以前の確定申告（修正申告、更正の請求を含む）
 - ④消費税の申告
 - ⑤青色申告
 - ⑥損失申告

沼田税務署

確定申告相談会場のご案内

開設日 2月1日（火）～3月15日（火）（土・日曜日、祝日を除く）
相談受け付け 午前8時30分～午後4時
 ※作成に時間を要するので、午後2時頃までの受け付けにご協力ください
相談開始 午前9時
入場券 入場は「入場整理券」が必要で、LINEで事前発行または会場当日配布しています。配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります
その他 e-Tax・スマホ申告が便利です。国税庁HP内「確定申告書等作成コーナー」で、パソコンやスマホから申告書を作成し提出できます
問合せ 沼田税務署 ☎22-2131（自動音声案内）



市県民税の申告はお早めに！！

申告期間 2月16日（水）～3月15日（火）

1008621

問合せ 課税課市民税係 ☎内線 3011・3012 ※申告期間中（2月16日（水）～3月15日（火））は職員が申告を受けていることから、後日折り返しの連絡となります
 白沢支所生活係 ☎内線 7832
 利根支所生活係 ☎内線 7929

申告が必要な人

今年1月1日現在、本市に住所があり、昨年中の収入状況などが、次のいずれかに該当する人です。
 ① 営業や農業、不動産、譲渡、雑所得（個人年金や報酬）などの収入があった人
 ② 給与収入があり、支払先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
 ③ 昨年中の収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっていない人

令和4年度市県民税の申告受け付けが始まります。この申告は、昨年1月1日から12月31日までの収入が申告の対象で、来年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となります。申告をしないと、各種証明の発行や手などが受けられなくなることがありますので、申告が必要な人は、必ず3月15日（火）までに申告書を提出してください。

申告が不要な人

① 令和3年分所得税確定申告書を税務署へ提出した人
 ② 昨年中の収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっている人
 ③ 昨年中の収入が給与のみ、または給与と公的年金のみで、支払先から市へ給与支払報告書が提出されている人
 ④ 昨年の収入が公的年金のみの人

申告書の提出方法

■申告書を自分で作成する人
 申告書に次の書類を添付の

申告が不要な人

① 令和3年分所得税確定申告書を税務署へ提出した人
 ② 昨年中の収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっている人
 ③ 昨年中の収入が給与のみ、または給与と公的年金のみで、支払先から市へ給与支払報告書が提出されている人
 ④ 昨年の収入が公的年金のみの人

申告書の提出方法

■申告書を自分で作成する人
 申告書に次の書類を添付の

沼田税務署

譲渡所得および贈与税などの申告相談日程

下記の日程で申告相談などを受け付けます

- 2月
1日（火）・3日（木）・9日（水）・17日（木）
21日（月）・25日（金）
- 3月
1日（火）・3日（木）・7日（月）・9日（水）
11日（金）・15日（火）

問合せ 沼田税務署 ☎22-2131（自動音声案内）

① 配偶者や扶養・事業専従者などの控除を受ける人は、控除対象者のマイナンバーが分かるもの
 ② 医療費や社会保険料、生命保険料・地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類